

平成20年 第3回

教育委員会臨時会会議録

平成20年4月22日（火）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2257号

平成20年第3回臨時会

日 時 平成20年4月22日（火） 午後4時00分 開会

場 所 教育委員会室

「出席委員」

委 員 長

澤 孝一郎

委 員

五味原 康

委 員

小 島 洋 祐

委 員

横 矢 真 理

教 育 長

高 橋 良 祐

「説明のため出席した事務局職員」

次 長

川 畑 青 史

学校施設計画担当課長

野 澤 靖 弘

学 務 課 長

安 部 典 子

生涯学習推進課長

佐 藤 國 治

図書・文化財課長

森 信 二

指 導 室 長

加 藤 敦 彦

「書 記」

庶務課庶務係長

岡 田 圭 子

庶務課庶務係

常 盤 茂

「議題等」

第1 教育長報告事項

- 1 平成19年度行政監査結果について
- 2 平成20年度懸案課題（案）について
- 3 幼児・児童・生徒の事故発生状況報告について

第2 審議事項

- 1 議案第26号 幼稚園教育職員の病気休職の発令について

「開 会」

○澤委員長 それでは平成20年第3回の港区教育委員会臨時会を開会します。

(午後4時00分)

「会議録署名委員」

○澤委員長 本日の署名委員は、小島委員、よろしくお願いいたします。

昼のニュースで、小中学校の実力テストがほぼ終わったというように言っていました。指導室長、うちの区の場合には、中身はまだわからないでしょうけれども、特に問題もなく終わりましたか。

○指導室長 先ほど無事に終わったという報告を受けまして、都に報告したところでございます。

第1 教育長報告事項

1 平成19年度行政監査結果について

○澤委員長 それでは日程に入らせていただきます。

まず日程第1。教育長報告事項でございます。平成19年度の行政監査結果についての報告が出ておりますので、次長、よろしくお願いいたします。

○次長 それでは、今日、山本参事は所用のため欠席をしておりますので、私の方から概略を説明させていただきます。平成19年度の行政監査結果報告書でございます。

2ページおめくりいただきまして、ページ番号1でございます。監査項目は「緑化推進について」ということでございます。目的はそこに記載のとおりでございます。私どもは4のところで、教育委員会事務局学務課が所管いたしますが、各小中幼稚園の緑化推進についてでございます。昨年の10月から11月にかけて説明聴取実施調査を行いました。関係のところのみ触れさせていただきます。ページで言いますと9ページでございます。

小中学校の屋上緑化、9ページの(5)でございます。芝生の状況は良好であった。(朝日中学校、港陽中学校)所見、今後も維持管理に努められたい。

(6)でございます。小中学校の校庭の芝生化でございます。校庭の広い部分が芝生化されていたが、生徒が使用するため、一部土が露出していた。(朝日中学校、港南中学校)グラウンドの周囲にのみ、芝生と人工芝が植えられていた。(高松中学校)芝生化した場所に猫が入ることがあり、使用する前に掃除をしている。(港南中学校)所見については、芝生は、運動などに使用すると、この芝生というのは天然芝のことでございますが、枯れたり、土が露出することがある。今後も維持管理に努められたいということございました。

それから、屋上の緑化でございます。これは本庁舎でございます。

実施のデータにつきましては21ページの図になります。これが教育関係の芝生化の状況、緑化の状況でございます。青南小学校以下、屋上の緑化を進めてございます。また、小中学校の校庭の芝生化につきましても、御成門中学校以下、各校で芝生化を進めてございます。所見としては、公定の芝生化は、全面芝生化は難しいが、可能な限りの芝生化が望まれる。また屋上緑化にも積極的な取り組みが望まれるという結果報告をいただいております。

今後は、この行政監査の報告に基づきまして、引き続き、屋上の緑化、校庭の芝生化について順次進めていきたいと考えてございます。以上です。

○澤委員長 ありがとうございます。平成19年度の行政監査結果報告。今回、緑化推進についての監査報告がありましたけれども、ただいまの次長の説明に対して何かご質問等ございますか。

○小島委員 校庭の芝生化と屋上緑化に今後とも積極的に取り組まれないという監査内容と思いますが、屋上の緑化については、例えば白金小学校その他において、校庭自体が狭いので、屋上も遊び場や、運動の場として使わざるを得ないという現実があります。この点から屋上緑化といっても自ら限界があると思います。また、校庭の芝生化についても、特に小学校の場合、校庭がそれほど広くないものですから、体育上の効果とかいろいろな面から限界があると思います。そこら辺をはっきりしておかないと、努力が足りないと批判をいたずらに受けてしまう。

○澤委員長 確かに。緑化推進というのは環境問題、ヒートアイランド現象に対する対策の一つとして進めるべきである。ただ学校の役割というのがあるので、学校の役割と一致する限りは大いにやったらいいだろうということでしょうけれども、その辺に関して学務課長。

○学務課長 小学校につきましては、ご指摘のとおり、校庭が狭いということで、全面芝生化というのはちょっと難しいであろうと考えております。今年度は特に新たな試みとして、天然の芝生化はなかなか難しいので、試験的に人工芝を小学校の校庭改修に合わせて導入してみようと思っております。その取り組みが子どもたちの運動面での動きですとか、遊びのひろがりなど、効果があるか否かを検証しながら、小学校の校庭については進めていきたいと思っております。もちろん学校運営として支障がない範囲での天然の芝生化というのもあわせながら考えていきたいと思っております。

また屋上の緑化ですが、これも校庭が本当に狭くて、子どもたちが多い学校につきましては、屋上、中屋上みたいなところを遊び場として使っていますので、そういったところの緑化というのはなかなか難しいかと思っております。

また建物の構造的に屋上に天然芝生を乗せられない。要するにかなりの重量がかかりますので、建物としての物理的な諸条件を加味しながら、可能なところは取り組んでいきたいとは考えております。

中学校の方につきましては、現在6校が芝生化を行っておりますが、これにつきましても学校の体育の授業とかの関連もありまして、なかなか全面芝生化ということは難しいと考えております。したがって、学校と相談しながら、学校の活動に支障のない範囲、そのほか学校が社会教育の場という形で地域も活動されていますので、そうした活動の状況も踏まえながら整備していくことになるかと思っております。

○横矢委員 今のお話を受けてなのですけども、9ページの(6)のところなのですが、高松中学校のところで、グラウンドの周囲にのみ芝生と人工芝が植えられていたという記載をされているのですが、何かここだけポツンとこういうふうに書かれていると、これが悪いことなのかと何か意味がちょっとよくわからないのですが、これはチェックをされた方がこれは特記するべき事項だということで書かれたということなわけですか。

今お話を聞いていれば、工夫をした上で、それでも緑をふやそうということがあらわれていい例なのではないかと思います。そういうことが、ほかの見る方、一般の見る方にもわかるような何か資料をつくっていただけるとうれしいと思います。

○澤委員長 教育委員会としてはそういう意味ですか。

○学務課長 天然芝というのは植物ですから生きているので、日当たりがよくないとたないのです。やはり、中学校の校庭は広いですが、周りに建物があつたりしまして、日照が十分に確保できない場合もあります。そういった場合は生育が悪いということもありますので、人工芝を組み合わせながら整備したものです。

○澤委員長 学務課長、一つ質問があります。人工芝というのは、ヒートアイランドとか環境問題に何か役に立つのですか。

○学務課長 人工芝は基本的には中立なのではないかと思います。見た目はグリーンなので目には優しいのかもしれないですけども。

○小島委員 ヒートアイランド対策としては天然でなくてはいけない。

○学校施設計画担当課長 現在新設の小学校を計画しています。その例でお話いたしますと、人工芝で一番突かれる部分がヒートアイランド対策になるのかというところなのです。結果的に言ってしまうと、水蒸気の蒸散がないので、そのままではだめですよ。だめですよと言うか、反射を抑えるという意味では効いてくると思うのですが、生き物のように水蒸気を出していないので。それでいろいろまだ情報収集中なのですが、雨水をピットにためまして、それを晴れたときに蒸発させる仕掛けがあるようですので、そういうものを研究・検討しております。

○澤委員長 なるほど、人工芝でも。

○学校施設計画担当課長 それをやれば、メンテナンスとヒートアイランド対策と天然芝を超えられる可能性があります。ただ費用対効果の問題がありますので、どれだけお金をかけることができるか、そこにちょっと限界があるかもしれません。そういうものも徐々にですけども整備化されているようですので、もし研究が進みましたらまたご報告します。

○澤委員長 学校がそういう環境維持に貢献できることであれば結構なことです。

○五味原委員 校庭の芝生化というのは前からいろいろ議会でも問題にされています。我々から考えると、問題点は生き物である芝は、子どもたちの活動によって、とてもではないですけども、全てをいつも青くしておくことは不可能である。かといって、港区内の学校のような面積の校庭では、半分使って半分使わないとか、養生しながらというようなことはとても不可能であると思うのです。したがって、これからぜひ新しい学校でその人工芝を取り入れるという中で、これからの整備の仕方の方向性をはっきりと決めて取り組んでいく必要があるのではないのかという気がするのです。これは要望でございます。

○澤委員長 教育委員会としての。

○五味原委員 教育委員会としてです。

○教育長 五味原委員がおっしゃるとおりだと思います。そういう意味で、現在までも行ってきた校庭の芝生化、あるいは屋上の芝生化、あるいは壁面緑化、これは青山小学校で行っております。

それから昨年実施したものでは、壁面を使ってゴーヤとかへちまとかそういうものを植えてはわせる。これは緑のカーテンという取り組みです。そういうものでヒートアイランド現象の緩和、熱を冷ます効果が非常に日陰で出ます。そういう取り組みも行っていて、今年度はその1校から10校程度ですか、ふえるということになっております。これは区長部局の環境課と連携した取り組みになると思いますが、そういうことも含めて、港区立の学校として、教育委員会の取り組みとして、どのようなことが総合的にできるのかということを取りまとめていくことが大切かと思っています。

○澤委員長 そのほか何かございますか。よろしゅうございますか。それではありがとうございます。

2 平成20年度懸案課題（案）について

○澤委員長 続きまして、報告事項2番目です。平成20年度懸案課題（案）につきまして、次長、お願いします。

○次長 それでは2日から懸案課題の項目を取りまとめました。今後、当教育委員会でのご議論ですとか、教育内部の議論を経まして、区長部局に平成20年度の課題ということでお示しをしたいと思っております。本日のところはごく簡単に概略をご説明しますので、そのことについての教育委員会のご議論をいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

最初が表裏、教育政策担当及び庶務課の分でございます。私の方で概略を説明いたします。

1枚目1点目、学校現業職の今後のあり方でございます。現在は調理・警備が順次退職補充の形で委託をされてございます。残るのは用務職ということになります。これらについて、どういう職のあり方がいいのかということを平成19年度に引き続きまして考え方をまとめ、現職がいいかどうか分かりませんが、学校管理等の職を新たに設置するなど、職のあり方について検討してあります。

2点目でございます。小中一貫校の検討でございます。小中一貫校、具体的にいくつかの学校で取り組むにあたって、そのカリキュラムをどうするのか、6・3制にするのか、ここでは4・3・2制を例にしてございますが、どういったものがあるのか。またモデル校をどこに設定するのか等々について検討していきたいと考えてございます。併せまして、初めての取り組みでございますので、小中を一貫した学校として教員のあり方、とりわけ区費教員のあり方について検討する必要があります。

3点目でございます。教育振興プランの改訂でございます。採用では本年度になりますが、委託の基本計画の改訂時期にあたります。これに併せまして、私どもの教育振興プランを改訂する必要があります。というよりも、教育振興プランの改訂を経て、上位計画である基本計画が改訂されるということになります。その中であわせて、現在の港区の教育、これもかなり従前から同じ形でやっておりますので、新しいこの教育振興プランにあわせて、全体の構成等を見直していきたいということでございます。

裏面にまいります。当教育委員会でご議論いただきましたけれども、虎ノ門用地、旧韮絵小学校

の跡地につきまして、開発動向が進んでございます。平成20年度は具体的な建物の計画、それから都市計画上のどういう手法で建てるのか、そういったものを検討する必要があるとございます。区と気象庁とではどういう複合施設が望ましいかということ、あるいは科学教育センター等のあり方についての検討になります。もう一方で、都市計画化、あるいは建設庁担当中央整備局、並びに財務省関東整備局とは用地の問題、都市計画上の手法をどうするかということを経済協議していく必要があるとございます。いずれにしても、韌性が教育財産であることを踏まえまして、教育財産の、教育施設の充実となるような施設の整備並びに交換の用地、これを検討する必要があるとございます。

下段でございます。公私立幼稚園振興プログラムでございます。昨年の12月より公私立の幼稚園を合わせまして検討組織をつくってございます。この中で望ましい教育振興プランをつくっていききたいと考えてございます。あわせまして、公私立の共存共栄、それから私立に対する助成のあり方、最終的には本年度の目標は、公私立幼稚園調整審議会の廃止というところまで課題としては考えてございます。

最後に学校歴史資料室でございます。基本計画におきましては、学校歴史資料室につきましてはまだ場所の確定ができてございません。当初は教育センターと併設するという考えもございましたが、旧虎ノ門用地の部分にはそれがなかなか難しだろうということで、改めて学校歴史資料室のあり方につきまして検討する必要があるとございます。なお、なかなか廃校した学校では、その学校に記念碑的なもの、あるいは歴史にその学校にまつわる部屋を欲しいという要望がございますので、この1ヵ所に区内でまとめて学校歴史資料室をつくるのが、地元関係者の理解を得られるかどうか等を含めて、今年度検討したいと思っております。それでは施設。

○学校施設計画担当課長 続きまして2枚目、学校施設計画担当の課題をご報告いたします。工事中と言いますか、計画中のものについて4点挙げました。1点目は港南小学校・幼稚園の改築でございます。こちらは道路整備事業と並行して小学校の建設を行うような形になります。平成22年4月の開校を目指して、現在設計作業の最終段階に入っております。これから仮契約までの手続きを行いまして、スケジュールにございますとおり、9月下旬の本年第3回定例会に工事契約案件として付議する予定です。

今後の課題といたしましては、工事が輻輳（ふくそう）してまいりますので、それらの調整を図ること。それから改築後になりますが、グラウンドの整備の工程調整がなかなか大変でございまして、こちらの方を少し研究してきちんと明確化すること。おおむね竣工後2年ぐらい、グラウンド整備にかかるかと考えております。現在の校庭の機能を生かしながら、半分半分整備していくような形になりますので、その辺の研究を少し詰めていきたいと思っております。それと多少土壌汚染が出ておりますので、こちらは自然由来という判断をいただいておりますが、小学生が使う、幼稚園児が使うということで、ある程度表面の土を取り去るなどの対処方法を検討していきたい。それからグラウンドの取扱いをどうするか、今後検討していきたいとそうように考えております。設計自体は順調に進んでおりますので、第3定例会には案件として提出ということになります。

次に芝浦小学校ですが、こちら児童数が急増しておりまして、昨年度プレハブ校舎を建てて教室をふやしておりますが、だんだん切迫している状態になりつつあります。校舎も古いものですか

ら、これを機に多様な学習形態に対応できる規模内容を備えた小学校・幼稚園の建設を目指していきたいと考えております。移転につきましては、昨年度ご報告したとおり、芝浦四丁目の敷地を考えております。こちらは現在、基本設計がほぼまとまった状態です。ほぼ1年後になりますが、平成21年の第1回定例会に工事契約案件として付議するべく調整を進めています。問題点といたしましては、まだ用地の権原といいますか、権限が取得されておりませんので、そちらの調整を用地活用担当と連携を取りながら進めています。それから、国庫補助の方が3年度にわたるような形になりますので、こちらも東京都並びに文部科学省と調整をしていくという形になります。あとは、土壤汚染対策がこちらにも出ておりますので、その対処法について、現在の所有者であります東京電力と調整しながら、着工までには解決したいと考えております。

次に赤羽小学校でございますが、こちらは現在の敷地ではまだ建て替えは不能ということで、まずは学校用地の拡充、これを目指しまして、条例上の不適格を解消して改築できる段階に持っていきたいと考えております。順調に進めば、そういう課題を前半に解決いたしまして、後半には基本設計に入りたい。この場合も今までと同様プロポーザルによって、優れた提案を求めながら、研究していくことを考えております。

1枚おめくりいただきまして、赤坂中学校の体育館でございますが、こちらはやはり法的な問題がありまして、それともう一つスケジュールの欄に書いてございますが、埋蔵文化財です。隣接するミッドタウンからは旧石器時代のですか、それと当時毛利藩の屋敷でございましたので、そういう有史以前の遺跡と江戸時代のものと両方出てまいりましたので、恐らく連続する土地柄、何らか出てきてしまうのではないかと。その辺を当座追及しまして見極めてから、スケジュールコントロールをしていきたいと考えております。あと、法律上の問題がありまして、日影規制は既存不適格となっている。それと昨年の6月改正になりました、建築基準法による構造の関係で、単独で建てられるか、あるいは古い方の建物まで遡及してそちらの補強をしないと建てられないのかという微妙なところがございますので、そういった法的な問題をクリアしつつ、計画を進めていきたいと考えております。日程については、その辺の結論が出ませんとなかなか明確にはスケジュールリングできませんが、何とかクリアして、後半には全体のスケジュールを明らかにしていきたいとこのように考えております。以上でございます。

○学務課長 学務課の方から二つございます。一つが学校選択希望制の見直しでございます。昨年度から検討会を設けて検討してきております。昨年の後半には区民参画手続ということで意見募集を行いました。意見としては6件の意見がありました。それとともに私どもの職員が各中学校区ごとにあります共有懇談会に出ていろいろ意見をいただいてきております。そういった意見を参考にしつつ、見直し案を作成しようと思っております。5月の教育委員会でその見直し案をご議論いただきたいと思っております。その後は、区民文教の方へ報告をし、その後、区民に対してPRを開始していきたいということでございます。平成20年10月、平成21年度入学にかかる選択から実施していきたいと考えております。

見直しの内容としては、兄弟優先枠の廃止等のことを考えております。それとともに指定校変更制度と区域外就学の基準をどうするかという課題がございます。それと、どうしてもやはり選択制

をやっている限りは通学区域外からお子さんが通ってくるということで、総合支所との連携ということで、通学路点検の実施方法を少し検討してみたいということと、小規模校対策があります。

二つ目が、特別支援相談の充実でございます。昨年度、特別支援教育推進委員会で答申をいただき、計画を策定いたしました。これに伴いまして、今年度から特別支援にかかわる相談窓口が学務課に一本化され、体制を強化したところでございます。それに伴いまして、就学指導委員会というものがございます、これは障害を持つお子さんが就学するにあたって、医者を含む専門家から支援の内容について助言をいただく会でございますが、そういったものもリニューアル、運営の見直しをやりまして、子どもたち、生徒・児童に対する支援を充実させていかななくてはならないということになっております。

スケジュールとしましては、4月、学務課の相談員を増員しまして、窓口を一元化しております。相談の内容としては、特別支援学校及び特別支援学級への就学、転学相談、通級学級への入級相談、学習支援員の派遣相談を扱ってまいります。7月初旬には、平成21年度の開設に向けまして、中学校での情緒障害学級の設置校を選定していきたいと考えております。9月初旬には就学支援委員会、これまで就学指導委員会と申しておりましたが、就学支援委員会のあり方や運営方法について、どうやっていくのかという部分の方針を決定したいと思っております。2学期以降、小学校の方で特別支援教室のモデル授業を開始していきたいと思っております。また幼稚園の就学前の部分につきましては、平成21年の入学に向けて、就学支援進路の試行ということで、区立幼稚園と保育園で試行を行ってみようと考えております。

課題としましては、ここはかなり盛りだくさんあるのですが、相談体制を今強化して4月から動き始めたばかりですので、確立していくという部分。あと情緒障害学級を設置していくための都教委との調整もございますし、学校との設置校との調整、どこに設置するか、どういう形で教室を使うか、カリキュラムをどうするかといった部分の調整が出てきます。あと小中学校に特別支援教室の設立ということで、学校をどのように運営していくかという部分の調整を1学期中にやっていきたいと考えております。あとは区立幼稚園、保育園への就学支援シートを導入していきますけれども、どのように保護者にアナウンスするか、どのように園がかかわっていくのかという共通認識を図っていかなくてはならないということがあります。以上です。

○生涯学習推進課長 生涯学習施設及び社会体育施設の指定管理者選定につきまして、先月議論しました教育委員会の中でご報告したところでございます。こちらはプロポーザルの方式で選定を行ってまいります。まず、5月に申請及び計画書等を受付して、6月には第一次審査、7月には二次審査。ここはプレゼンテーション、ヒアリング等によって候補者の選定という形になります。9月には第3回定例会に審査の議決をいただく形になりますので、上程をするというスケジュールになります。

課題としては、やはり施設の特性に応じた最もふさわしい事業所を選定していくということになるかと思います。区民の満足が高い、そういった形でありまして、公平に見る必要があると考えています。

それから続きまして、放課後児童育成事業の移管。これは昨年報告書の中で、学童クラブを備え

る7校につきましては、平成21年度から地区総合支所へ移管をしていきますというご報告をしたところでした。その調整を平成20年度4月から進めています。子ども支援部および地区総合支所との調整、それから各協議会、連絡協議会と実施校への説明等を随時行います。また、職員団体協議との日程が入っています。同協議後、1月から3月につきましては、その報告について要綱・要領等を改正していきます。平成21年4月からは事業移管という段取りで進めていきたいと思っております。円滑な事務移管が課題となっております。

続きまして次のページでございます。港区スポーツセンターの改築ということで、これは田町駅東口北地区公共公益施設整備の一環ということでございますが、スポーツセンターの改築が計画にあります。改築にあたっては、現行のプールの開設が平成14年10月ですので、建ってから5年、6年であり、まだ新しいということでございますので、それは存続をさせます。ただ、機能を分化しながら存続は可能であります。新しく新スポーツセンター内にもプールを整備する予定でございます。また、今区民の参画を得て、スポーツセンター分科会というのを立ち上げていますけれども、区民の意見をいろいろお聞きする中で、基本構想を策定していきます。

平成20年度に基本計画から基本設計を終え、実施設計の一部までの日程で考えております。平成21年には実施設計を終えて、工事の準備段階に入っていきます。平成22年、23年で工事を組み、平成24年4月にはオープンにこぎつけたいと考えております。

課題といたしましては、介護予防総合センターとスポーツセンターとの連携ということになると思います。スポーツセンターの施設を使えるまでに機能を回復した、どういうふうにそういう方たちを取り込めるかということが一つの課題となっております。あとは複合施設になれるかどうかということを、これから全体的な公共公益施設整備の中で調整をしていくという形になっております。以上でございます。

○図書・文化財課長 続きまして、図書・文化財課の懸案課題を説明させていただきます。

次のページをお開きいただきますと、図書館の改築等についてということになります。現在、基本計画上は麻布図書館、みなと図書館、三田図書館の3館。計画では2館、麻布図書館とみなと図書館でございますが、麻布図書館につきましては、現在、基本設計までこぎつけておりますが、そこで中断をしている現状がございます。これにつきましては、用地等そういうものにつきましてはなかなか決まらないという状態が続いております。みなと図書館の改築につきましても、計画上は調査となっておりますけれども、なかなか他の用地等改築等なかなか困難であるということでございます。それから、三田図書館につきましてもかなり老朽化が進んでございまして、昨年度はエレベーターの取りかえ工事をさせていただきましたけれども、やはり早急に建てかえ等必要になってまわっているという状況がございます。また、三田図書館については郷土資料館も併設されておりますので、そちらの施設の移転等についても変更をしていかなければいけないという部分が出ています。

スケジュールにつきましては、まだそういうことで、用地等未確定なところがございまして、大まかな基本計画上の予定ということについて、ここに並べさせていただいているという状況となっております。

課題といたしましては用地の対応。それから、麻布図書館につきましてはかなり老朽化が進んでおりまして、こちらでもご覧いただいても開設時期が昭和48年となっております、かなり古い施設で、現在もエレベーターがない施設でございます。そういうこともございまして、できればこちらとしては早急に現地で建てかえるのか、また代替用地で拡充するのか、早急に計画を立てていければと考えてございます。みなと図書館につきましては、都立の芝公園内にある施設でございます、都市計画公園内ということでございます。今よりも延べ床面積を拡充しての建てかえは都市計画法上困難という状況がございます。港区としての中央図書館と位置づけておりますので、それに見合った機能を充実させるための適切な床面積の確保ということが課題になっていると思います。ですので、代替地等を検討する必要があるとございます。三田図書館につきましては、資料館の移転等と併せて検討せざるを得ないということになっております。

次のページの案件について、図書館への指定管理者制度ということが課題として入っています。現在、三田と赤坂、高輪、港南の4館につきましては、既に窓口の業務委託ということが進めてございますけれども、基本計画にもございますように、図書館のサービスアップということも考えまして、月曜日を会館するなどの区民サービスの向上を目指している現状からは、三田、麻布、赤坂、高輪、港南という五つの地域館としてございますけれども、こちらの館に指定管理者という制度を導入し実現をしていきたい。みなと図書館への導入時期につきましては、改築計画等の進捗を踏まえながらさらに検討していきたいと思います。

スケジュール的には、非常勤職員というのを多数抱えてございますので、その処遇について組合提案をしているということになってございます。5月には庁内の適正な手続きを踏みまして、7月の次なる議会に条例改正の議案を上程し、8月から10月にかけて、指定管理者の候補者の選考を行い、11月には指定管理者候補者の指定の議案を上程していきたいと考えてございます。

課題といたしましては、現在、非常勤職員が多数図書館にも事務員として業務に携わってきてございますので、移行する際は民間に全てを任せるという制度、指定管理者制度でございますので、図書館事務員という職につきましては廃止をしていくということになります。ですので、その廃止に伴いまして、非常勤職員の処遇について組合等々協議をしていく必要があるとございます。また、現在、直営館として麻布図書館を運営してございます。非常勤職員と常勤の職員で対応してございますが、そちらについても来年度、非常勤職員（図書館事務員）ですが採用しないということに決定してございますので、他の4館と同時に指定管理者制度を導入する、そういう方向に考えてございます。

新郷土資料館の設置、こちらについては港区基本計画の方で、平成20年度に基本計画を策定することとなってございましたけれども、現在、その予定地等々未確定でございまして、これについては計画上まるで進んでいないという状況がございます。現施設は開設後26年ということですからかなり老朽化も進んでいるということで、建設用地等を未確定でございしますが、改築が必要になっているという状況がございます。以上でございます。

○指導室長 指導室の懸案課題につきましては、お手元の3点に載せてあります。

1点目は国際科・英語科国際の充実、2点目が幼小中及びの幼保の連携、3点目が区費教員の任用ということでございます。

まず国際科・英語科国際の充実につきましては、平成18年度から教育特区として国際科・英語科国際を実施しているわけですが、義務教育9年間を見通した国際人育成を目指す教育をより推進するため、系統的・発展的な小中一貫のカリキュラムを作成していくということでございます。

スケジュールにつきましては、国際科推進委員会を中心に、英語学習のカリキュラム、評価規準あるいは事例集等を作成してまいります。

課題としましては3点。テキストブックの改訂、活用の工夫に関する検討。2点目が具体的な小中連携の強化。3点目がスーパーバイザーを有効活用した国際科の一層の推進ということで考えております。

大きな2点目、幼小中及び幼保の連携についてでございます。幼稚園、小学校、中学校間の行動連携を強化していくということでございます。それぞれの円滑な接続を実現して、一貫した教育活動を推進していくということ。また公私立の幼稚園と公私立の保育園との協力体制も構築していきまして、港区における就学前教育の充実を図っていくというものでございます。

スケジュールとしましてはまず連携のための体制整備ということで、参観から参加、そしてそれぞれの交流を深めていくという具体的な実践活動から入っていくということ。その後、研究パイロット校の指定を行い、平成22年度から各地区で試行を始めていくというようなことになってございます。

やはり課題は、公私立保育所、私立幼稚園が加わっていますので、関係部署との連携、区長部局との連携ということが大きな課題になっているかと思えます。

3点目、区費教員の任用ですが、港区の教育方針や歴史文化、さらに国際都市としての特性を十分に踏まえ、質の高い教育を推進するため、区費教員を任用していこう。区が独自のカリキュラムにより育成したすぐれた人材を採用していこうという趣旨のものでございます。

平成22年3月を目途に、その前平成21年度、教員を育てて、平成20年度に既に関係部局等の調整ができれば進めていこうということでございます。

課題はやはり任用の目的は何なのかということを明確にしていくこと。2点目が大きな課題ですが、区費教員の定数でございますので、区長部局との調整、定数の確保ということです。3点目が人材を確保していく、4点目が区費の教員をどのように育成していくのかということが4点目です。簡単ですが以上です。

○次長 全体でございますけれども、そのほかにちょっとまだ漏れている部分もあるかと思えます。国際人学級の創設であるとか、これは課題になるかどうかはわかりませんが、総合型スポーツクラブをどうしていくのか等々ございますが、現時点での取りまとめたものでございます。よろしくお願いいたします。

○澤委員長 ありがとうございます。今年度の懸案課題について、各担当部署で取り上げてもらったものを今説明もらいましたが、何かご質問等、ご意見等ございますか。

○小島委員 では最初の学校現業職の件なのですが、学校管理員という職を設けると用務等の配置転換ができるということなのですか。

○次長 調理職、警備職については基本的に退職補充ということで、業務そのものを委託するという方法になっています。ただし、かなり若い職員もおりますので、いつまでも退職補充で20年かけてやっていなくてはならないということがございます。したがって、それらの職員のモラルのこともありますので、一定の時期に皆さん方は事務転であるとか、事務への転職であるとか、学校警備員を含めた学校管理員として新たな職を設置して、そちらの方に若い職員も含めて融合していく、モラルの低下を防ぐという課題がございます。そういったものも含めて、用務職というのは必要不可欠な、学校にとっては必要なマンパワーでございますので、そちらに円滑に転換をしていく、こういうふうにご理解いただければと思います。

○小島委員 これは組合との協議ないし組合の了解がないとできないのですか。

○次長 基本的には管理運営事項だと言え言えなくもないのですが、円滑に協力を求めるには、組合を通じてが必要だという事項でございます。

○澤委員長 それでは、ほかに何かございますか。

○小島委員 小中一貫校の検討についてなのですが、4・3・2制について、例えば4・3・2制を採用するということになると、他区との転校生とか転入生との関係ではいろいろな問題点が出てくると思います。現時点で教育カリキュラムとして4・3・2制については協議を持っているのですか。

○教育長 これは例とあくまでも書いてあるので、今4・3・2制について事務局が検討しているということとはございません。これから港区として小中一貫校の検討にあたっては、どういう一貫校の教育がふさわしいのか。港区の特色を兼ね備えたそういう教育を推進するためにはどのようなシステムがいいのかということを今後検討していくということで、これは例えの4・3・2制ということでございます。

○澤委員長 ほかに何かございますか。

1点確認させていただきたいことがあります。虎ノ門の複合施設の選定に関連して、用地交換の明確化というのがあります。これは今の鞆絵小学校のところに、教育センターが入るということはもう既に決まった方向で動いていると思います。それ以外に気象庁に使ってもらうので、国から用地交換で港区内の適切な土地が入手できるとそういうことなのでしょうか。

○次長 そのとおりでございます。教育センターがここに入りますが、床の持ち分とすれば、8分の1とか9分の1とかそういうレベルでございます。したがって、権利ベースで言うと、ほとんど国に提供すると同時に、それに見合う形で国有地を提供していただいて、そこの用地交換です。用地交換された土地が、鞆絵小学校は教育財産でございますので、教育の利用に供することのできるような用地を国から提供をうけ交換をしたい、取得をしたい、そういう意味です。

○澤委員長 方針としては、そういうことで国も了解していて、あとは適切な土地があるのかどうかということになるのですか。

○小島委員 今の点なのですが、国は国有地を港区に譲渡しても構わないというところまできているのですか。

○次長 国が今生きている施設を含めれば100近く国有地を持っております。

○小島委員 港区内に。

○次長 そのうち、将来的に国としては使わない予定の土地、あるいはもう既に国家公務員住宅の一部はもう手放してございますとか、そういった土地をいろいろメニューとして挙げてきて、その中で我々が鞆絵小学校と釣り合う、また教育に全て活用できる土地を提供していただきたい、こういうことです。

○小島委員 その場合、虎ノ門用地ですと、教育センターとして面積的には少ないという現実があるわけです。やや広い国有地をいただいて、むしろ教育センターは旧鞆絵小から離れて、大きな教育センターをつくるというような考えはないのですか。

○次長 要はここは日本で最初、あるいは港区の教育のゆかりの発祥の地という部分でございますので、ここを全く区が、あるいは教育委員会が手放すことも、地元あるいは同窓会等を含めた、そういうことでいいのかというのがあります。そういう意味では、教育センターとして、そこに将来も区としてはあり続けるということ含めて、残った部分の権利について他の用地と交換をするということことです。

○教育長 狭いということはないので、教育センターの基本構想の中でも5,000平米からのものを計画としては一応準備していますので、合築というか、一緒になったとしても、非常に窮屈な形で教育センターが存在するというようなことはしない。港区としての必要な容積というものは確保すると、こういうことでいきたい。それにしても、鞆絵小学校の跡地というのは、6,000弱の五千いくつかの平米数ありますから、容積にすると大変な量になる。それは全体で教育センターで使えるような量ではもともとありませんので、そういう意味では適切な量は確保できると考えています。

○澤委員長 小島委員の今の質問は、今のルールだと両方入るのは難しいという頭があったのでそういうご質問だったと思います。それは野澤課長等とかの手腕で何とかうちの要望をクリアするような容積率を確保することが大前提だろうと思います。

○教育長 それはもともと鞆絵だけの今の容積率でいくと、なかなか気象庁だけでも単独でも厳しいということがあるわけで、その辺をいろいろな手法を含めた形で、気象庁と港区立の教育センターと両方合わせてできるような形にしたいという考えです。

○小島委員 こういう案件では何か特例法などというのに乗れないのですか。例えば、その地域地域での、特区的な考えでつくるわけにはいかないのですか。

○学校施設計画担当課長 特区までいかなくても、今想定しているのは総合設計制度と地区計画の中の再開発促進区という制度を考えておりますが、そこまでアクロバチックなことをやらなくても、気象庁と教育センターの容積は満たせますので、ちょっと通りから1本入っているというのもありまして、超巨大化するのいかなものかという話がありますので、必要な面積を、普通には建ちませんが、そういった制度を活用することで、教育委員会の必要とする分と気象庁が必要とする部分が満足できるかどうか考えておりますので、そこまでの必要はないと考えております。

○小島委員 わかりました。

○澤委員長 ありがとうございます。そのほか何か。

○横矢委員 図書館の改築等についてのお話なのですが、麻布図書館が中断されている、用地などが決まらないということで中断されているということだったのですが、併せて老朽化が進んでいるというお話がありました。それがちょっと気になるのですが、今具体的にどの程度見込みがあって、いつできるのかというようなことを若干教えていただけないでしょうか。

○図書・文化財課長 今、最初の基本計画、今ある麻布図書館の敷地で建物を建てかえてというような計画を持っておりました。近隣にいろいろ開発等々いろいろな状況がありまして、逆に今のところよりも拡充してできるということも計画というか、周りの情報の中で出てきたものですから、それでどちらが有利かということで、若干計画をとめて開発動向を見ているというようなところがあってとめていたわけですが。ただそれにしても、計画上2年間とまっていますので、何らかの形で動かす方向で区長部局の方と調整したいと考えてございます。

○澤委員長 ほかに何かございますか。

○五味原委員 先ほど、公私立幼稚園振興についてのところで、公私立幼稚園の条例にちょっと触れられたのですが、この辺は廃止への方というのには可能性が出てきているのですか。あくまでも希望ですか。

○次長 来年3月には条例を廃止したいということで考えてございます。

○五味原委員 相手方はどうなのですか。全然だめですか。そうじゃなく。

○次長 そのようでもなく。

○五味原委員 そういう意味での発言ですね。

○小島委員 今の点に関連してなのですが、公私立幼稚園審議会は既にその役割を終え、廃止すべきではと考えていましたが、今までいろいろな事情で難しいということだったのですけれども、この1、2年のいろいろな経過から見通しが立ってきたということなのですか。

○次長 公私立の関係は振興プランあるいは補助金をスタートして、を進めてきました。かなり関係としては対立関係から協調関係になっています。ですからこの10年間の振興推進計画におきまして、私立側からは経営上追い込まれるようなそういう状況は多分ないだろうという中で、教育委員会の中でももう少し先になろうかと思いますが、そろそろ条例も廃止したらどうかという建議を受けて、それをもって四定か一定かわかりませんが、条例の廃止を付議したいと思います。

○五味原委員 要するに事務局の今までの努力のおかげで、そういう環境ができ上がったということですね。

○小島委員 この1年、教育長が積極的に私立幼稚園振興策を実行していて、私立幼稚園との友好ムードが出ているので、今次長のお話ですと、この10年15年、私立幼稚園の経営がかなり安定するだろうということで、何か機が熟してきたような感じですね。これは委員長、非常に期待してお願いしたいところです。

○澤委員長 そうですね。確かに小島委員、五味原委員が言われるように、教育委員会事務局等の努力もあって、にじのはし幼稚園もこの4月から3年保育、白金台幼稚園も来年です。本来であれば、審議会を通さなくてはいけないような事項が、私立の理解を得られているということは、小島委員が言うように、いい流れができているという気がします。

ほかによろしゅうございますか。いろいろ盛りだくさんあるので、今日だけではなくて、今年度の懸案事項ということなので、またよくご検討いただいて次の機会にお願いします。

○小島委員 5月や6月にさらに振興策を出した段階でまたいろいろ話し合う機会があるのですか。

○次長 今日このまま残しておいていただいて、次回も時間があればご議論していただくということも可能でございますし、最終的に区長部局に上げた懸案課題についてももう一度ご説明するという機会をつくっても構いませんので、その辺はちょっと事務局に調整していただきたいと思います。

○小島委員 いずれにしても今日で終わりということではないわけですね。

○澤委員長 ではまだまだいろいろ重要な懸案課題がございますので、私も学校放課G O→の総合支所に移管するような方向があって、それについて聞きたいと思うこともあります。あとのスケジュールの関係もありますので、また改めて、質問があれば、時間をとってまたディスカッションしたいと思います。それではありがとうございました。

3 幼児・児童・生徒の事故発生状況報告について

○澤委員長 教育長報告事項の3番目。幼児・児童・生徒の事故発生状況の報告につきまして、学務課長、お願いします。

○学務課長 こちらナンバー3になります。ペラで3枚あります。ちょっと最初に1枚おめくりいただいて、真ん中2枚目の紙から。これは昨年度3学期の事故の発生状況でございます。3学期は中学校に1件ということで報告が上がってきております。その内容がもう1枚おめくりいただきました内容になります。発生が11月7日ということで、本来なら2学期なのですが、報告が上がってくるのに時間がかかりまして、3学期に入ってから上がってきたという経過があります。整理上は3学期に入れさせていただきました。青山中学校の2年生男子ということで、体育の授業中に子ども同士体重をかけ合ったのが、バランスを崩してしまっただ歯を折ってしまっているという状況でございます。3学期はこの1件の報告だけでございます。

1枚目にお戻りいただきまして、1枚目が平成19年度、昨年度1年間のトータルの数字でございます。合計しますと、平成19年度は全体に14件の事故報告が上がってきております。平成18年度と比較しますと10件減ということで、比較的少なかったという形になります。説明の方は簡単ですが以上でございます。

○澤委員長 ありがとうございます。ただいまの子どもたちの事故の報告につきまして、課長から説明がありました。

○横矢委員 11月に1件だけということで少なくてよかったとは思いますが、授業中の事故だったのにもかかわらず、報告が遅れたというのはどういう原因があるのでしょうか。この内容的に見ていると、いじめとかそういったことが影響していないかとか気になるような部分があるのですが、そういった影響はないのでしょうか。

○学務課長 そうですね。ちょっと縄跳びの練習中であったということなのですが、加害生徒が被害者の生徒の背後から抱きかかえるような体制で体重をかけて乗がかかったということなので、いじめが原因とは思いませんが、ちょっとふざけてしまったのかというところがあるのかもしれない

ん。その結果ということです。学校からの報告が遅くなってしまいました。学校は保護者や生徒に対して適切に対応しております。報告が遅くなったことについては、学校の方に指導しております。

○横矢委員 もしこれが前期に入っていれば、3学期はゼロで済んだのに残念だと思いました。

○澤委員長 乗りかかった方がぶつけて頭から落ちたのでしょうか、これ。そういうことですね。

○横矢委員 被害と言っている人がけがした人ですね。

○小島委員 被害を受けたのはやはり乗りかかられた方でしょう。

○澤委員長 加害というのはいたずらした方というそういう意味でしょうね。

○五味原委員 被害生徒の上に加害生徒がのしかかり……。

○教育長 被害というぐらいですから、被害の方が負傷者でしょう。

○澤委員長 ちょっとまぎらわしい表現です。

○小島委員 下の前歯打撲1本と書いてありますが、よく打撲というのは筋肉の場合ですが、歯の打撲というのもあるのですか。

○学務課長 歯の打撲はあります。損傷、割れたりとかということはないけれども、根の方が緩むというそういうのはあります。この場合は歯を少し固定させて、落ち着くかどうか様子を見ることになっています。

○五味原委員 神経が切れていればそのまま。

○学務課長 歯自体は死んでしまいます。

○澤委員長 これは補足的なことですけども、破折したというので、結局これ永久歯か何か。

○学務課長 そうです。永久歯ということなので、破折したということです。義歯を入れるしか方法はないかと思っています。3年後の装着予定となっています。

○澤委員長 ほかにこの件につきましてはよろしゅうございますか。

1点だけ。平成18年度は24が平成19年度は14というばかに減ったのは、たまたまばらつきの範囲内でこうなのか。学校の努力ですか。その辺の分析は難しいでしょうけれども。

○学務課長 今すぐの分析は難しいかと思います。やはり子どもの事故というものについては先生方も注意を払っていらっしゃると思いますので、その努力もあったのかと思います。

○澤委員長 統計というのは必ず傾向があるので。

それではよろしゅうございますか、この件につきましては。ありがとうございます。

第2 審議事項

1 幼稚園教育職員の病気休職の発令について

○澤委員長 それでは日程の第2、審議事項に入ります。

幼稚園教育職員の病気休職の発令についてということで審議をいたすことになりました。これはルールが変わって、これを教育委員会で検討、審議し承認することです。ただ個人情報絡むことですので、病気で休職したいという届けがあつて、詳しいことは説明をもらっております。特に個人のお名前に入らない範囲でご質問のある方はお願いできればと思います。

○小島委員 今まで法改正される前は教育長の専決事項だったということで、我々教育委員会でこ

ういう審議をすることはなかったから、初めての経験なわけです。こういう病気でお休みになるというのは、小中学校の先生は東京都の方でやるので、幼稚園の場合ですね。幼稚園の場合で今まで件数としては結構あるのですか。それとも件数としては少ないのですか。

○指導室長 現在は記録に残っているのは平成14年度に1件、それから平成19年度に退職されましたけれども1件ありました。

○小島委員 そんなに多いこともない。

○澤委員長 そういうことですね、幸いに。

○五味原委員 幼稚園教職員ですから教育委員会に来ています。同じように、区職員の場合、一般区職員の場合にはどのような手続きになるのですか。

○次長 区職員の場合も教育職員の場合も基本的に寄って立つ法律は同じです。地方公務員法になります。ですから、そういう意味で処分にどちらがどうだという差はございません。ただ処分行為自体の命令権者が中央部局職員あるいは区職員については区長の処分行為です。こちらの方は教育委員会職員、幼教の場合には区職員ではありますが、教育委員会の任命に指揮下にあるということで本日審議をしたという、そういう関係になります。

○澤委員長 ほかによろしゅうございますか。

それでは議案第26号につきまして、原案どおり可決することでご異議ございませんか。

(異議なし)

○澤委員長 ありがとうございます。それでは議案第26号につきましては、原案どおり可決することに決定いたしました。

今日は庶務課長が所用でいませんけれども、次長何か。

○次長 特にほかにはございません。

「閉 会」

○澤委員長 それでは以上をもって閉会とさせていただきます。次回は5月13日火曜日、いつものとおり、午前10時からの予定でございます。よろしくお願いいたします。

どうもありがとうございました。

(午後5時15分)

会議録署名人

港区教育委員会委員長 澤 孝一郎

港区教育委員会委員 小島 洋祐